

平成 30 年度 世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI) 公募要領

1. 目的

我が国の科学技術水準を向上させ、将来の発展の原動力であるイノベーションを連続的に起こしていくためには、その出発点である基礎研究機能を格段に高め、我が国の国際競争力を強化していく必要がある。そのためには、世界トップレベルの研究拠点を、従来の発想にとらわれることなく構築し、世界の頭脳が集い、優れた研究成果を生み出すとともに、優秀な人材を育む「場」を我が国に作っていく必要がある。

このような観点から、明確なアイデンティティの下に、高いレベルの研究者を中核とした世界トップレベルの研究拠点形成を目指す構想に対し集中的な支援を行い、システム改革の導入等の自主的な取組を促すことにより、研究水準の一層の向上を図るとともに、第一線の研究者が是非そこで研究したいとして世界から多数集うような、優れた研究環境と極めて高い研究水準を誇る「目に見える研究拠点」の形成を目指す。

このような研究拠点形成のため、本プログラムでは、優れた研究者の物理的な集合を構築するとともに、既存の制度にとらわれない優れた研究環境を実現するための措置につき財政的な支援を行うことを意図している。したがって、研究資金の提供を主たる目的とするプログラムとは全く性質の異なるものであり、研究資金の別途確保が求められる。

今回は、世界トップレベルの研究拠点形成を目指す 2 つの拠点構想を支援する。

2. 対象機関

本プログラムの支援対象となりうるホスト機関(世界トップレベルの研究拠点の形成を図る中核機関をいう。以下同じ。)は、以下の通りとする。

対象機関：大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人、公益法人
(既に本プログラムに採択され、10年の支援期間内にある機関は、対象としない。)

また、公募にあたり、同一ホスト機関からの申請は、1 構想のみとする。

3. 採択予定件数

2 件

4. 助成期間及び評価

本プログラムによる助成期間は 10 年間とする。

助成開始 5 年目に中間評価、10 年目に最終評価を実施する。中間評価においては、拠点

形成の進捗状況を評価し、必要に応じて計画の変更、中止等の見直しを求める。また、併せて拠点の自立に向けた以後 5 年間(6 年目以降)にわたるホスト機関の具体的取組計画の評価も行い、計画が不十分な場合には、取組計画の見直しをホスト機関に求める。

5. 対象とする拠点構想及びその要件

対象とする拠点構想は、「人」を重視したものであって、今後 10 年間にわたる拠点長の中長期的な一貫したビジョンの下に国際的な研究拠点を形成しようとするものとする。

また、本プログラムの、世界最高水準の研究(Science)、融合領域の創出(Fusion)、国際的な研究環境の実現(Globalization)、組織の改革(Reform)の4つのミッションを達成するため、当該構想は、以下の(1)～(8)のいずれも満たすものとする(拠点構想の中で、これらを実現していくための手順、時期等について明示すること)。提出された構想は、申請時の審査において考慮されるのみならず、その遂行状況について、その後の評価の対象となる。

なお、既採択拠点の実質的延長となるような拠点構想は認められない。

(1) 対象研究領域

対象とする研究領域は、基礎研究分野(基礎から応用への展開を目指す分野を含む。)で、原則として異分野を融合させ、将来の重要な学問分野の創造が期待される領域とする。

また、我が国の優位性を十分に発揮できる領域、科学技術上の世界的な課題の解決に挑戦し国際的にも魅力ある領域であるほか、将来の重要な学問分野を創造しつつ、10 年という比較的長い助成期間を超えて将来性が期待できるよう、絶えず関連する新しい領域を戦略的に生み出し持続的に世界トップレベルの研究水準に達することができる領域であることが重要である。

研究領域の設定に当たっては、異分野の融合に係る主な分野を示すこと。なお、これら異分野の融合や新たな科学の創出において、数理・情報科学に期待される役割についても併せて示すこと。人文・社会科学系の研究領域についても、主たる研究領域の発展や成果の社会実装に必要な範囲において、それら領域を含めてよい。

(2) 研究達成目標

国民に対し、研究の方向性を分かりやすく説明するとともに、世界から「目に見える研究拠点」として国内外に効果的にその取組や成果を発信する観点から、助成期間終了時(10 年後)の研究達成目標を一般国民にも分かりやすい形で明確に設定すること。

その際、異分野の融合等によりどのような新領域の開拓が期待されるのか、その上で、どのような科学技術上の世界的な課題の解決に挑戦するのか、また、その実現により、将来、どのような社会的インパクトが期待できるのか、をできるだけ分かりやすく記述すること。

(3) 運営

当該拠点を真の「世界トップレベル研究拠点」として発展させていくためには、優れた運営体制を構築することが極めて重要であり、優秀な研究者・事務職員等のリクルートやシステム改革等を行い、当該拠点において拠点運営に常に意を用いる専任の拠点長及びそれを支える事務部門が必要である。特に、拠点長は、助成期間である10年間にわたり、当該拠点の研究をリードすることに加え、当該拠点の「顔」として、拠点の存在を世界にアピールすること、世界の優秀な研究者を招へいすること等が重要な役目となることから、拠点が対象とする分野で世界的な業績をあげており、かつ当該拠点において拠点の運営に強力なリーダーシップを発揮できる著名な研究者が望ましい。また、拠点長を事務管理面で強力に補佐し、研究者にとって快適に研究できる環境を常に提供しつづける役割を担う事務部門長を配置すること。

当該研究拠点の管理運営は、臨機応変で迅速な意思決定が行い得るよう、拠点長を中心としたものとする。拠点長の最終的な選・解任以外の事項は拠点長が意思決定を行い得ることとする。

(4) 拠点を構成する研究者等

世界から「目に見える研究拠点」を形成するためには、研究水準が高く、中核的研究者が一定程度の規模で物理的に集結していることが求められる。このため、他の国際的な研究拠点の例も踏まえつつ、以下を目安として、ホスト機関内に拠点の中核となる新たな組織を構築すること。

- ①海外から招へいする優秀な外国人研究者とホスト機関内からの研究者及び国内他機関から招へいする研究者を併せて、世界トップレベルの研究者7～10人程度あるいはそれ以上の主任研究者(教授、准教授相当)を集結させること。海外から招へいする優秀な外国人研究者の割合は2割程度あるいはそれ以上とすること。
- ②ポストドク等若手研究者を含めた研究者、研究支援員、事務スタッフ等も含めた総勢は70～100人程度あるいはそれ以上を目標とすること。
- ③研究者のうち常に3割程度以上は、外国人研究者とすること。
- ④拠点を構成する主任研究者の過半数が、例えば以下の指標を総合して世界トップレベルの研究者であること。

i) 国際的影響力: 具体的には、a) 分野を代表する国際学会等での招待講演・座長・理事・名誉会員、b) 主要国アカデミー会員、c) 国際賞の受賞、d) 有力雑誌の編者の経験など

ii) 大型の競争的資金の獲得

iii) 論文被引用数

また、この中核となる組織を中心として、例えば、サテライト的な機能を設けること等を通じ、国内外の他機関との有機的な連携や施設・設備の有効活用などを行うことにより、拠点全体としての機能の補完・強化を図ることもできる。

(5) 環境整備

世界から集まるトップレベルの研究者が、国際的かつ競争的な環境の下で快適に研究できるようにするため、例えば、以下のような措置を講じること。

- ① 研究者から教育研究以外の職務を減免するとともに、種々の手続き等管理事務をサポートするためのスタッフ機能を充実させることなどにより、研究者が快適に研究できるような環境を提供すること。なお、研究者の大学院教育への参画についても必要な配慮に努めること。
- ② 招へいた優秀な研究者が、移籍当初、自らの研究を精力的に開始できるよう、必要に応じスタートアップのための研究資金を提供すること。
- ③ ポスドクは、原則として国際的公募により採用すること。
- ④ 職務上使用する言語は英語を基本とし、英語による職務遂行が可能なスタッフ機能を整備すること。
- ⑤ 研究成果に関する厳格な評価システムと能力に応じた俸給システム(例えば年俸制等)を整備すること。
- ⑥ 「世界トップレベル研究拠点」としてふさわしい研究室、居室等の施設・設備環境を整備すること。
- ⑦ 世界トップレベルの研究者を集めた国際的な研究集会を定期的(少なくとも年に1回)に開催すること。

(6) 世界的研究拠点との比較による現状評価等

助成開始時に、対象研究領域ないしは関連研究領域における他の世界的研究拠点との比較でどのようなレベルにあるかについての現状評価を示すとともに、当該拠点が世界トップレベルに達するために、本事業により達成すべき目標を具体的に設定すること。

(7) 研究資金等の確保

当該拠点の運営及びそこでの研究活動のために、本プログラムからの支援額と同程度以上のリソースを確保すること。

(リソースの具体例)

当該拠点に参加する研究者が獲得する競争的資金等の研究費、ホスト機関からの現物供与等(人件費の負担、研究スペースの提供/供出を含む。)、外部からの寄附金等

(8) 自立化に向けた既存組織の再編と一体的な研究拠点構築

当該拠点が10年間の支援終了後に自立化するよう、本プログラムによる支援と既存組織の再編を一体的に進め、新たな研究拠点を形成することを求める。拠点構想の提案に際しては、ホスト機関内で十分に調整の上、自立的に運営していくために必要となる既存組織の

再編、外部資金獲得等を含むホスト機関の中長期的な組織運営の計画・スケジュールについて、具体的に示すこと。

なお、「既存組織の再編と一体的な研究拠点構築」とは、例えば、中長期的な大学の戦略的運営の観点から進める学内既存組織や体制の整理・統合などによる、ポストの計画的な新拠点への再配分や、組織の活動の整理等による拠点の研究スペースの供出などを含め、提案拠点の早期立ち上げと支援期間終了後の安定的な運営を確保した提案を想定している。

6. ホスト機関のコミットメント

当該拠点が真に「世界トップレベル研究拠点」となり、支援終了後に自立化するよう、ホスト機関は、当該拠点をホスト機関の中長期的な計画上に明確に位置付けた上で、助成期間中から機関を挙げて全面的な支援を行うこと。

申請の際に、以下(1)～(9)について、ホスト機関としてのコミットメントを具体的に明示すること。当該コミットメントは、申請時の審査において考慮されるのみならず、その遂行状況について、その後の評価の対象となる。

- (1) ホスト機関は、当該拠点をホスト機関内の恒久的な組織として位置付け、自立的に運営していくために必要となる既存組織の再編等を含むホスト機関の中長期的な組織運営の方向性に係る基本方針の表明及び今後の具体的な計画・スケジュールの策定を行い、それを着実に実行すること。
- (2) 当該拠点の運営及び研究活動の実施のために必要な人的、財政的及び制度的支援を行うこと。(当該拠点には、本プログラムからの支援額と同程度以上のリソースの別途確保が求められる。)
- (3) 本プログラムの実施期間が終了した後も、当該拠点が自立化し、「世界トップレベル研究拠点」であり続けるために必要な支援を行うこと。
- (4) 拠点運営に一定の独立性を確保するため、「拠点構想」実施にあたって必要な人事や予算執行等に関し、拠点長が実質的に判断できる体制を整えること。
- (5) 機関内研究者を集結させ、必要な環境整備を実現するにあたり、ホスト機関内の他の部局における教育研究活動にも配慮しつつ、調整を積極的に行い、拠点長を支援すること。
- (6) 機関内の従来 of 運営方法にとらわれない手法(英語環境、能力に応じた俸給システム、トップダウン的な意志決定システム、大学院教育との連携 等)を導入できるように機関内の制度の柔軟な運用、改正、整備等に協力すること。

- (7) 拠点の活動に必要なインフラ(施設(研究スペース等)、設備、土地等)を確保、提供、供出すること。
- (8) その他、当該拠点が「拠点構想」を着実に実施し、名実ともに「世界トップレベル研究拠点」となるために最大限の支援をすること。
- (9) ホスト機関は、当該拠点が達成した成果を自己評価し、ホスト機関自らが優れた取組として評価したものについて、ホスト機関全体への展開・波及を図ること。

7. 構想の策定

拠点長候補者を中心に策定する「拠点構想」を受け、ホスト機関の長(学長、理事長等)は、上記 6 に示すホスト機関のコミットメントの具体的内容をとりまとめる。申請は、拠点長候補者とホスト機関の長の連名で行う。なお、本補助金は、ホスト機関に対する機関補助となるため、最終的な実施責任はホスト機関の長が負う。「拠点構想」は、本補助金による助成対象事業だけでなく、拠点、ホスト機関及び連携機関の独自の取組や実施期間終了後の取組も含めた、総合的かつ長期的な構想として策定することとする。

また、「拠点構想」において示した拠点運営に係る事項のうち、本補助金の充当が適切と考える事項についての具体的な計画(以下「充当計画」という。)についても、「拠点構想」と併せて策定することとする。

8. 費用

- (1) 充当計画の作成においては、拠点構想の実現に必要な経費のうち、本補助金からの充当が必要な経費は、原則年間 7 億円を上限とする。
- (2) 本プログラムにおいて使用できる費用の種類は、原則として別添に示すものとする。
- (3) 充当計画の実現に必要な経費は、国際研究拠点形成促進事業費補助金として、原則年間 7 億円を上限として、文部科学省から支給する。(支援開始後 6 年目以降は、当該拠点の自立化に向けて、毎年の支援規模を漸減することを原則とする。ただし、5 年目に行う中間評価の結果や拠点の自立に向けたホスト機関の取組状況について十分に勘案し、特に優れた拠点については特段の配慮を加え、支援規模を調整する。また、各年度の最終的な補助額は予算確保等の状況に応じて調整する。)

なお、この公募は、平成 30 年度政府予算の成立を前提としている。

9. 機関の選定

(1) 審査手順

文部科学省は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会(「世界トップレベル研究拠点プログラム委員会」。以下「プログラム委員会」という。)による、二段階の書類審査並びに拠点長候補者及びホスト機関の長からのヒアリングを伴う審査の三段階審査を経て、支援対象となる拠点構想を選定する。審査手順及び以下に示す評価項目、審査基準の詳細は別途審査要領において定める。

(2) 選定に係る評価項目及び審査基準

①構想の内容

- ・ 提案された拠点構想が、上記「5.対象とする拠点構想及びその要件」をいずれも満たしており、また内容的に適切なものとなっているか。
- ・ 提案されたホスト機関のコミットメントが上記「6.ホスト機関のコミットメント」に示された要件をいずれも満たしており、また内容的に適切なものとなっているか。
- ・ 本プログラムの実施期間が終了した後も、当該拠点が「世界トップレベル研究拠点」であり続けるための取組が十分なものであるか。
- ・ 真の「世界トップレベル研究拠点」として、世界のトップレベル研究者を惹きつける構想となっているか。

②波及効果

- ・ 提案された拠点構想が、ホスト機関の他部局や他の研究機関が世界トップレベル研究拠点を構築する際に参考となりうる要素を持つ先導的なものであるか。

③資金計画

- ・ 高い費用対効果が見込まれる取組か。

(3) 選定にあたっては、プログラム委員会等の意見を踏まえ、拠点構想、充当計画及びホスト機関のコミットメント等(以下「拠点構想等」という。)についての改善のための意見を付すことがある。

10. 実施

(1) 選定されたホスト機関は、プログラム委員会等の意見を踏まえ、拠点構想等を必要に応じ修正の上、さらに日本語版も作成し、文部科学省に提出する。なお、これらについては、検討の結果、更に意見を付すことがある。

(2) ホスト機関は、毎年度、拠点構想等の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出する。

(3) プログラム委員会の下に、関連業務を総括するプログラム・ディレクター、プログラム・ディレク

ター代理、拠点ごとのプログラム・オフィサー、及び各プログラム・オフィサーを主査として該当分野の有識者により構成される作業部会を設置し、上記(2)の報告書の検討及びサイトビジット等を通じて、拠点構想等の進捗状況を確認する。ホスト機関によるコミットメントの部分を含め、10.(1)により提出された書類に照らし、拠点構想等の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省はホスト機関の長及び拠点長に対し改善を求める。

(4) 本プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、平素からアウトリーチ活動に努めるとともに、助成期間終了となる 10 年目に最終評価を実施し、それまでの成果を広く一般に公表する。

(5) 拠点構想の重要事項(国際研究拠点形成促進事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項に定める交付決定通知書に明示した事項)を変更する必要がある場合は、拠点長及びホスト機関の長は遅滞なく文部科学省、プログラム・ディレクター、プログラム・ディレクター代理、当該拠点を担当するプログラム・オフィサーに変更事項について報告・相談する。文部科学省は必要に応じプログラム委員会に諮った上で、当該変更が上記「9.機関の選定」に示す審査基準を満たしていると認めるときにのみ変更を承認する。

また、上記以外の事項について拠点構想等に変更が生じた場合には、遅滞なく文部科学省に報告する。

11. 申請方法

本プログラムへの申請方法については、以下の文部科学省ウェブサイトにおいて示す。

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/toplevel/

12. 留意事項

(1) 補助金の執行に関する留意事項

① 補助事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければならない。

本プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、当該交付を受けた年度の翌年から 5 年間保存することとする。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとする。

② 補助金の不正な使用等に関する措置

補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるとともに、不正な使用等を行った研究者は、以下の期間について、本プログラムへの参画を制限する。

(i) 不正な使用等を行った場合は、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降 2 年間((ii)の場合を除く)。

(ii) 不正な使用等を行い、本プログラム以外の用途への使用があった場合は、補助金の返還が命じられた翌年度以降 2～5 年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間。

③ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について

本プログラムの申請、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 2 月 18 日改正)^{※1}の内容について遵守しなければならない。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めることとする。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがある。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、以下のウェブサイトを参照。

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

④ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本プログラムの契約にあたり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)を提出することが必要となる。チェックリストの提出がない場合の事業実施は認められない。

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、平成30年4月3日(火)までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発

管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要となる。ただし、平成29年7月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はない。チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイト参照すること。

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

注意： なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となるため、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きを行うこと。(登録には通常2週間程度を要するので十分に注意すること。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ウェブサイトを示された提出方法の詳細とあわせ、以下のウェブサイト参照すること。)

【URL】

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていくこと。

⑤ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本プログラムへの申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)※2を遵守することが求められる。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがある。

※2 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイト参照。

【URL】

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

⑥ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究機関では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チ

チェックリスト」という。)を提出することが必要となる。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の事業実施は認められない。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、平成30年4月1日(日)以降交付決定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要となる。研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照すること。

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

⑦「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本プログラムの拠点内での研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があった場合、以下のとおり厳格に対応することとする。

(i) 契約の解除等の措置

本拠点内での特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

(ii) 申請及び参加資格の制限の措置

本拠点内で特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置を講じる。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合がある。

特定不正行為に係る応募制限の対象者	特定不正行為の程度	応募制限期間(不正が認定された年度の翌年)
-------------------	-----------	-----------------------

			度から ^{※3)}	
特定不正行為 に 関与 した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※3 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により応募及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本プログラムへ

の参画を制限する。

(iv) 不正事案の公表について

本制度において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表する。

また、標記ガイドラインにおいて、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとしていることを踏まえ、各機関においても適切に対応すること。

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

⑧ 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本プログラムへの研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講すること。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、実施責任者は、本プログラムへの研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出すること。

以下を参考に確認書等を作成すること。

平成〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長
(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

⑨ 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっている。そのため、本プログラムの拠点において各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められる。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制^{※4}が行われている。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守すること。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、補助金配分の停止や、補助金の配分決定を取り消すことがある。

※4 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っている。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となる。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することももちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれる。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がある。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されている。詳しくは下記を参照すること。

- ・ 経済産業省:安全保障貿易管理(全般)
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

⑩ 関係法令等に違反した場合の取り扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、拠点構想を実施した場合には、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがある。

(2) 公表

申請の受付を終了した段階で、申請ホスト機関名、拠点構想名、拠点長候補者名等を公表する。また、採択されたものについては、拠点構想の概要等についても公表する。

(3) その他

現に又は今後、国等から助成を受ける活動の経費について、重複して本プログラムにおける充当計画の実現に必要な経費として交付申請することはできない。

13. 問い合わせ先、スケジュール

<公募要領その他の問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2

文部科学省 研究振興局 基礎研究振興課

国際研究拠点形成支援係

電話：03-5253-4111 内線 4388

FAX：03-6734-4074

ウェブサイト：

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/toplevel/

(本ウェブサイトより、申請書類の様式のダウンロードが可能)

<スケジュール>

○一次審査申請書締切 : 平成 30 年 4 月 3 日(火)午後 5 時(必着)

○二次審査申請書締切 : 平成 30 年 6 月 1 日(金)午後 5 時(必着)

○三次審査の実施 : 平成 30 年 9 月中旬(予定)

○事業開始 : 平成 30 年 10 月(予定)

1. 経費の使途可能範囲

(1) 人件費(研究プロジェクト費とすべきものは除く。)

補助対象とする人件費は、次のとおりとする。なお、補助事業者の役員及び補助事業者以外の者の役員に支払う役員報酬及び役員退職手当並びに当該者に係る法定福利費などは、補助事業費とは認められない。

- ・補助事業者又は補助事業者以外の者と労働契約を締結し、補助事業に参加する者(以下「職員等」という。)に、賃金、給料、手当又は賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として支払うすべてのもの(以下「賃金」という。)
- ・職員等に係る福利厚生を目的とするもののうち賃金とみなされるもの
- ・職員等に支払う退職手当
- ・職員等に係る法定福利費
- ・上記に該当するものであっても次のものは、補助対象外とする。

…職員等に支払う補助事業期間以外の期間に係る賞与及び退職手当並びに賞与引当金及び退職給付引当金

(2) 事業推進費(研究プロジェクト費とすべきものは除く。)

補助対象とする事業推進費は、次のとおりとする。

- ・補助事業を実施するために必要なもののうち、人件費、旅費及び設備備品等費以外のもの
- ・経済性を考慮し大学等が一括して契約し、その分担を規定等で定められているもの
- ・補助事業を本務とした職員等の健康診断やフィルムバッジ等、法律等で定められている業務遂行上必要不可欠なもの
- ・拠点を本務とする者のスタートアップ経費
- ・補助事業者が補助事業のために使用する土地、建物及び付属設備並びに構築物の賃借費(補助事業者が定めた規則または契約などにおいて、使用料等が定められている場合。)
- ・補助事業者が所有する資産を研究拠点が使用するための使用料等(補助事業者が定めた規則などにおいて、使用料等が定められている場合。)
- ・補助事業において使用又は補助事業者が所有する資産の法定点検費用(消防設備等保守点検等)及び自動車重量税等
- ・上記に該当するものであっても次のものは、補助対象外とする。

…賃金とみなされるものを除き福利厚生を目的とするもの

…大学院博士課程在学者などに支給される奨学金・研究奨励金に類するすべてのもの

…研究拠点が開催する国際的な研究集会の開催に伴うレセプションなどでの飲酒を

含め酒などの嗜好品に係るもの

…事故、災害などの発生に備え又は発生した場合の処理などに係る損害保険料（補助事業を実施する上で必要不可欠な物損の処理に係るものは補助対象とする。）、弁護士費用、損害賠償金など

(3) 旅費（研究プロジェクト費とすべきものは除く。）

補助対象とする旅費は、次のとおりとする。

- ・補助事業を実施するために必要なもので、内国及び外国を旅行する者に支払う鉄道賃、日当、宿泊料など

(4) 設備備品等費（研究プロジェクト費とすべきものは除く。）

補助対象とする設備備品等費は、次のとおりとする。

- ・補助事業を実施するために必要不可欠かつ基盤的な機械及び装置並びにその他の附属設備、工具、器具及び備品並びに図書その他の有形固定資産の取得、製造、リース、改造、修理及び据付などの経費で資本的支出となるもの
- ・補助事業を実施するために必要な建物及び附属設備並びに構築物の改造、修理又は附属設備等の据付などの経費で資本的支出となるもの（補助事業に必要となる機械及び装置並びにその他の附属設備の設置に係る建物等の改造等、居室・実験室の整備に係るもの）

補助対象外とする設備備品等費は、次のとおりとする。

- ・補助事業を実施するために必要な土地、建物及び附属設備並びに構築物の取得、リースなどの経費で資本的支出となるもの

(5) その他文部科学大臣が認めた経費（研究プロジェクト費とすべきものは除く。）

補助対象とする経費は、補助対象外の経費のうち、文部科学大臣が特に補助対象として認めたものとする。

※研究プロジェクト費

研究拠点で行われ、かつ、個々具体の研究開発課題に基づく研究プロジェクト事業を実施するために必要な経費

2. 経費の使途の具体例

上記 1 の経費の範囲内において、本補助金の使途として、例えば以下のようなものが挙げられる。

- 招へい研究者のスタートアップ研究費、給与、住居手当、子女教育手当等研究者の招へいに必要な経費
- RA (Research Assistant)、ポスドクなど、優秀な若手研究者の支援に必要な経費
- 研究支援員、事務スタッフ等の給与
- 連携機関と共同研究の実施のために必要な経費
- 国際的な研究集会の開催等アウトリーチ活動に係る経費
- サテライトにおけるスペースを確保するための経費
- 必要な最先端設備の開発費、整備費、運用費
- 研究者が研究集会等に出席する際の旅費・滞在費